



地域安全ニュース

令和3年4月 R3-No.6



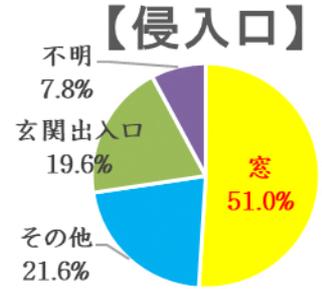
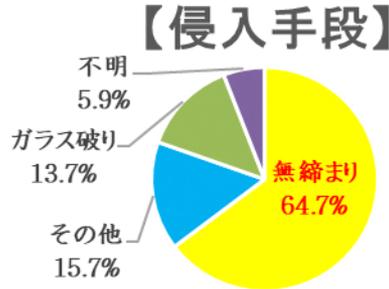
住宅侵入窃盗に注意!!



今年に入り、夜間に家人が在宅しているにもかかわらず、無締まりの窓などから侵入されて金品を盗まれる被害が増加しています。この種犯罪は、犯人と鉢合わせた場合、危害を加えられる危険性も高いことから、防犯対策の徹底をお願いします。

	令和3年3月末現在		
	認知件数	前年同月比	
住宅侵入窃盗	51	▲27	▲34.6%
空き巣	28	▲38	▲57.6%
忍込み	22	13	144.4%
居空き	1	▲2	▲66.7%

※ 数値は暫定値です



※ 侵入手段の6割以上が「無締まり」 ※ 約半数が「窓」から侵入 (鍵の掛かっていない箇所からの侵入) ※ 令和3年3月末現在

【空き巣】

家人等が不在の住宅内に侵入し、金品を窃取するもの。



【忍込み】

夜間家人等の就寝時に住宅内に侵入し、金品を窃取するもの。



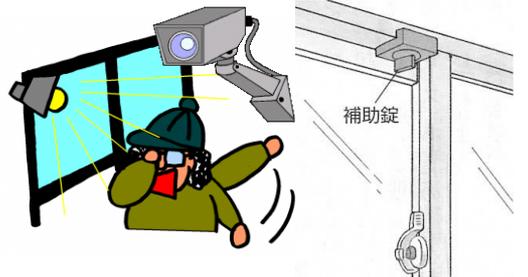
【居空き】

家人等が在宅し、昼寝、食事等をしているときに住宅内に侵入し、金品を窃取するもの。



～被害に遭わないために～

- 就寝時や在宅中でも玄関や窓には、必ず鍵を掛けましょう！（補助錠を取り付けると防犯効果が高まります。）
- 近所への買い物やごみ捨てなど少しの外出でも確実に鍵を掛けましょう！
- センサーライトや防犯カメラなどの防犯機器を活用しましょう！



京都府警察本部 生活安全企画課 犯罪抑止対策室
075 - 451 - 9111

